

くらしの情報

この制度は、母子、父子家庭などひとり親家庭に、保険医療費の自己負担分を市が助成するもので、対象となるのは次の方です。

ひとり親家庭等医療費助成制度

▼問合せ先 福祉課児童福祉担当 (内線335)

対象者 18〜69歳の男女(骨髄ドナーの場合18〜54歳) 65歳以上の方は60〜64歳のとき 10月4日(水) 午後1時〜4時30分

全血献血・骨髄ドナー登録のお知らせ

▼問合せ先 福祉課分室担当 (内線335)

毎日たくさんのお水が台所、風呂、トイレ、工場などで使われています。この水を集めてきれいに処理し、川や海に返すのが下水道の役目です。下水道に含まれている汚れの成分のうち、家庭から出る雑排水によるものが全体の60〜70%を占めているといわれています。ですから、下水道を浄化することは、すぐに環境平成2年に下水道が使用できるようになってから16年が

9月10日は下水道の日

▼問合せ先 福祉課社会福祉担当 (内線331)

モバイル版のホームページができました



http://www.city.namerikawa.toyama.jp/m/

▼問合せ先 下水道課 (内線443)

もうお済みですか？ 児童手当制度拡充による認定請求手続き

「児童手当法の改正」により、児童手当の支給対象年齢が、現行の小学校第3学年終了前から小学校修了前まで拡大され、併せて所得制限が引き上げられました。

資格証をお持ちの方は、更新手続きを！

ひとり親家庭等医療費受給資格証の有効期限は9月30日です。資格証をお持ちの方は忘れずに更新の手続きをしてください。更新手続きの日程は次のとおりです。

とき 9月25日(月)〜29日(金) ところ 福祉課分室

▼問合せ先 福祉課児童福祉担当 (内線335)

献血カードの導入について

献血手帳に従来の紙型の様式に加え、磁気カード型の献血カードが10月1日から導入されることになりました。

献血カードは、すべての献血会場において、本人の同意を得たうえで発行され、今後、順次、献血カードに切り替えられます。

▼問合せ先 福祉課社会福祉担当 (内線331)

6月10日は献血の日

▼問合せ先 福祉課社会福祉担当 (内線331)

▼問合せ先 下水道課 (内線443)

INFORMATION

身体障害児・者の補装具と日常生活用具の給付の制度が変わります

4月から障害者自立支援法が施行されたことに伴い、10月から補装具と日常生活用具の給付の制度が変わります。

補装具とは…障害者などの身体機能補完または代替し、かつ長時間にわたり継続して使用されるものなど。義肢・装具・車いす・補聴器など
日常生活用具とは…日常生活上の便宜を図るための用具

変更になる点は次のとおりです

1. 利用者負担額

- これまで補装具・日常生活用具の給付は応能負担でしたが、10月から定率負担へと変わり、1割負担となります。ただし、所得に応じて負担上限額が設定されます。負担上限額については下記の表のとおりです。
- 本人または世帯員のいずれかの市町村民税の所得割の納税額が50万円以上の場合、支給の対象となりません。

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯でサービスを利用する障害者(障害児の場合は保護者)の年収が80万円以下	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯でサービスを利用する障害者(障害児の場合は保護者)の年収が80万円以上	24,600円
一般	市町村民税課税世帯で支給対象となる障害者	37,200円

2. 補装具費の支給について

補装具については、これまでの現物給付から、補装具費(購入費・修理費)の支給へと変わります。補装具費支給の方法については、利用者が次の2種類の方式から選択することになります。

①市に補装具の購入・修理の費用支給の申請をする。

↓ 市より支給決定

②業者との契約により補装具の購入・修理のサービス提供を受ける。

償還払方式 ↓

↓ 代理受領方式

③業者に補装具の購入・修理に要した費用を全額支払い、市に補装具の購入・修理に要した費用から利用者負担額を差引いた額の請求をして、支給を受ける。



③業者に補装具の購入・修理に要した費用のうち利用者負担額を支払うとともに、業者と代理受領の委任契約をする。
※補装具の購入・修理に要する費用から利用者負担額を差引いた額については、市から業者に支払う。

<代理受領の前提条件>

- 市と代理受領の契約をしている業者であること
- 利用者が業者と委任契約をすること

受付・問合せ先 福祉課社会福祉担当 (内線332)